

静岡地方最低賃金審議会

第 400 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 8 年 3 月 26 日 (木) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 3 時 23 分

2 場 所 静岡労働局地下会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員 岩崎委員、笹原委員、丹羽委員、畑委員、柳川委員
労働者代表委員 内山委員、平野委員、福田委員、丸山委員
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員
【事務局】静岡労働局 國分労働局長、神田労働基準部長、藤原賃金室長、
河合賃金室長補佐、佐藤賃金指導官

4 議 事

- (1) 静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明について
- (2) その他

5 配付資料

資料番号 1 令和 7 年度 静岡県特定最低賃金の審議・決定状況
資料番号 2 令和 7 年度 特定最低賃金の決定状況 (全国)
資料番号 3 令和 8 年度 静岡県特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明
資料番号 4 「静岡県の最低賃金」改正審議日程 (令和 7 年度実績)

6 議事内容

事務局 (佐藤賃金指導官)

ただ今から、第 400 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本会議は公開となっており、本日 1 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。

報道機関などは、本日は入っておりません。

傍聴人の方は円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 3 名の計 12 名の委員の御出席により、最低賃金審

議会令第5条第2項に基づく、定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

皆様、こんにちは。今年度、最後の静岡地方最低賃金審議会でございます。本日も何卒宜しくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の資料の説明をお願いいたします。

事務局（藤原賃金室長）

本日の資料について御説明いたします。

お手元の資料一覧をご覧ください。資料 No.1 は静岡県特定最低賃金の審議・決定状況です。今年度の静岡県特定最低賃金の審議・改正状況についてまとめたものです。2業種の特定最低賃金がそれぞれ60円引上げ、令和7年12月21日から発効となっております。

続いて資料 No.2、令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況は、全国の特定最低賃金の状況についてまとめたものとなります。この表の時間額欄の金額の脇に米印がついているものは地賃を下回っているものとなっております。

次に資料 No.3、静岡県特定最低賃金の改正の申し出に係る意向表明、こちらは本日の議題に係るものとなっておりますので、後ほど御説明させていただきます。

最後に資料 No.4、「静岡県の最低賃金」改正審議日程、こちらは本日を含めた今年度の本審・専門部会の日程でございます。

資料説明は以上となります。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

議事1は、静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明についてです。令和8年度の静岡県特定最低賃金について、労働者側団体から静岡労働局長あてに、改正の申出に係る意向表明がなされておりますので、事務局は報告してください。

事務局（佐藤賃金指導官）

それでは御説明申し上げます。

特定最低賃金については、例年、年度末を目途に翌年度の改正・新設・廃止の意向の有無を労使から確認させていただき、何れかの意向表明があったものについては、審議会に報告することとしております。意向表明があったとしても、実際に翌年度に改正等の申出がなされなければ、必要性の審議は開始されません。

年度末を目途に翌年度の意向の有無を確認しているのは、次年度に改正等の申出がされた場合、該当する産業に関する未満率・影響率などを審議会にお示しすべく、事務局にお

いて賃金の実態について調査を行う必要があり、その準備に時間を要するためでございます。

お手元の「資料 No.3」を御覧ください。

令和8年3月6日付けで、

- ・ 鉄鋼、非鉄金属製造業
- ・ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業
- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

の3業種に関連する労働組合の連絡会から、それぞれの特定最低賃金の改正申出について意向表明がありました。資料 No.3 の2枚目から4枚目にかけて各団体からの意向表明の写しをつけておりますので御確認ください。申請ケースについては、1件が公正競争ケース、2件が労働協約ケースで予定されております。

改めて御説明いたしますと、労働協約ケースとは、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に行われるものとなります。また、公正競争ケースとは、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金の改正が必要と認められる場合に行われるもののことです。労働協約ケースと公正競争ケースはそれぞれ要件が定められており、労働協約ケースの場合は、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低限に関する労働協約の適用を受ける場合に、協約当事者である労働者又は使用者の全部の合意により行われるものとなります。一方、公正競争ケースの場合は、公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金の改正が必要であることを理由とする申出であって、その最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の全部又は一部を代表するものによって行なわれるものとなります。公正競争ケースの場合の申出の中には、最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の概ね3分の1以上の者の合意による申出も含まれます。

労働協約ケース及び公正競争ケースとも、労働者の3分の1以上かどうか、つまり申出要件が満たされているかどうかは、適用労働者数を基に確認します。適用労働者数は、総労働者数から特定最低賃金の適用がない労働者数を差し引いた人数となります。

資料 No.3 の予定合意者数の欄には、意向表明書に記載された申出の予定合意者数を記載しておりますが、すべて申出要件を満たす、適用労働者数の3分の1の人数が予定合意者数とされております。

実際に、次年度に改正の申出がされた際には、これらの申出要件が満たされているかどうか確認し、満たされている場合に、改正の必要性の審議を行っていただくこととなります。

以上でございます。

公益代表委員（畑会長）

ただ今の説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは労働者側委員から、意向表明の内容について御説明をお願いいたします。

労働者側代表委員（平野委員）

労働者側として、改正の意向について申し上げます。

現在、労働人口の減少により、どの産業においても人手不足が深刻化しています。こうした中、人材の流動性は一段と高まり、産業の将来的な発展を見据えると、特定最低賃金の重要性はこれまで以上に増していると考えます。

特定最低賃金は、労働組合のない職場で働く方々の賃金を底上げし、産業内の賃金格差を是正する効果があります。また、地域別最低賃金よりも高い水準を設定することで、人手不足という各産業共通の課題の解消にも寄与します。さらに、事業所間の公正な競争環境を促進し、産業全体の健全な発展にも繋がるものと考えています。

一方で、中東情勢の悪化により、先行き不透明感が増し、世界全体が不安を抱える状況にあります。経営者の皆様も、企業存続に対して、強い懸念をお持ちであることは理解しています。しかし、同様に、生活者である私たち労働者も、先行きへの不安を抱えています。

春闘が佳境を迎える中、本年も多くの企業にて、満額又は高水準の回答が相次いでいます。県内同一産業内で、賃金格差が広がらないようにするためにも、厳しい経営環境下ではありますが、特定最低賃金の金額改正を継続していく必要があると考えます。

今回、鉄鋼非鉄及びはん用の2業種については、県内の基幹産業として、産業の魅力を維持、向上させる観点からも引き続き金額改正が必要です。また、電機については、昨年は必要性ありに至りませんでした。産業としてすそ野が広く、人材確保や定着の観点からも、特定最低賃金の設定が必要であると考えています。昨年とは状況が変化しておりますが、以上の3業種について、本年も特定最低賃金の金額改正を求める意向を表明いたします。

労働者側からは以上です。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

事務局から説明がありましたように、現時点では、労側から令和8年度も3つの特定最賃の改正の申出を行いたいとの意向が示されたただけでございます。改正の必要性についての審議を行う段階ではありませんが、使用者側から御意見などございますでしょうか。

使用者側代表委員（鈴木委員）

3月ということで、年度の締めくくり、一つの区切りとなると思います。

今、平野委員からありましたように、世界は大変な状況になっています。皆さんも感じられているのではと思いますが、オイルが主原因となり、日本経済の脆弱性の一面がはつきり出たということかと思えます。

お話のあったように、鉄とはん用の産業は日本経済の基盤の産業であって、同時に静岡県の中でも、要となる産業であるということで、昨年も、この2業種については、必要性ありとして、審議を行わせていただき、地賃に対応した引き上げをしたということが事実かと思えます。

ここで確認したいのですが、電機のくくりについては、前回、我々の方で必要性なしとお話させていただきましたが、それについては、電機の業種の範囲が大きいので、その中の、基幹的な部分については、話し合いたいとさせてもらいました。電機のその基幹的な部分については半導体など、鉄鋼とはん用の2業種以上に、社会的ニーズが高くなっています。これは強くしなければいけないという国策でもあります。今回申出の電機の分類は、どのようになっていますか。

労働者側代表委員（内山委員）

今のところ、今回の意向表明においては、前回と同じくくりで表明をさせていただいております。当然、昨年のいろいろな議論の中で、このままでは同じ結果が見えているということは理解していますが、今春闘において、このくくりの中でも、非常に賃上げが進んでいる実態があります。まだ、連合の方では、第1回目の集計が出ているところで、この後、中小・小規模が入ってきたときに、どのように変化していくのかが見えない中ですので、現時点では、産業全体の底上げという意味で、同じくくりで意向表明だけはさせていただきたいと思っています。

御理解いただければと思います。

使用者側代表委員（鈴木委員）

先ほど、会長からあったように、この場で、必要性云々を言えることではないという中で、いつも言って申し訳ないのですが、大変な経済情勢の中、これから中賃の目安が、たぶん激論になる中で決まっていくと思います。その地賃の水準が出ないうちに、特質について言及するのは難しく、それ待ちの審議となりますので、必要性について使側の意見をお伝えすることは、待ってもらっているところです。その時がきましたら、労側からのお話を十分聞いて前向きに考えていきたいと思っています。

なお、昨年は一つ必要性なしとさせてもらいましたが、それを復活させるかどうかは、同じくくりでは、厳しいのかなと、個人的には考えています。去年も審議した2つについては、基幹産業ですので、地賃に対応した、前向きな答えを出していきたいと考えています。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

事務局は、労側から改正の意向表明がされた3つの特定最低賃金の対象産業について、適切に賃金の実態調査を行い、次年度、実際に改正の申出がなされた場合に、未満率や影

響率など審議の参考となる資料を提供できるようにしてください。

次に、議事 2「その他」に参ります。

事務局から何かありますか。

事務局（佐藤賃金指導官）

はい。2点ございます。

1点目は審議日程についてです。資料 No.4 を御覧ください。こちらは令和 7 年度の審議日程の実績となります。本日を含めて、本審を 5 回、県最賃の専門部会を 4 回、2 つの特定最低賃金の専門部会を各 3 回・合計 6 回、小委員会を 1 回開催しました。次年度につきましても、基本的には同様の回数が開催されるものと思われませんが、審議状況によって変動もあることをご承知おきください。また、本審の具体的な日程の決定につきましては、中央最低賃金審議会の開催予定等も踏まえ、委員の皆様方の御都合をお聞きし調整の上、案を示させていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて 2 点目ですが、次年度最初の本審となります第 401 回静岡地方最低賃金審議会の公開・非公開についてです。例年、年度最初の本審の議事は、静岡地方最低賃金審議会運営規程について、静岡県最低賃金の改正決定についての諮問、静岡県最低賃金専門部会の設置について、審議日程などを予定しており、公開として開催するのが常となっております。来年度も、特段の事情がない限り、この年度最初の本審は公開とさせていただきたいと考えておりますので、その旨御承知おきください。

以上です。

公益代表委員（畑会長）

今の事務局からの説明について、何か御意見や御質問などありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上となります。

最後に、局長から御挨拶を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

國分労働局長

静岡労働局長の國分でございます。本年度最後の審議会の結びにあたりまして、ひとこと御挨拶・御礼申し上げたいと思います。

皆様方におかれましては、静岡労働局の行政運営の推進に多大なる御支援とお力添えいただきまして、この場をお借りして感謝を申し上げます。

令和 7 年度は、前年に引き続き、春闘において高い賃上げ結果が出る一方で、物価高による実質賃金のマイナスが続いておりました。労働者の生活実感が上向かない状況にあり、また、企業においては価格転嫁や人材確保がなかなか進まないなど様々な課題がある中で、政府の方から高い目安が示された中で、御審議いただいたところですが、委員の皆様方に真摯な御議論をいただいた結果、静岡県最低賃金については 63 円、特定最低賃金につい

ても2つの業種でそれぞれ60円と高い引き上げの答申をいただき、答申どおりに決定をさせていただきました。

畑会長をはじめ、公労使それぞれの委員の皆様方には、丁寧に御審議いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

静岡労働局といたしましては、引き続き最低賃金の周知、履行確保のための監督指導に万全を期すると共に、答申の付則や1月に開催しました静岡県版政労使会議でいただきました御意見等も踏まえまして、引き続き、各種助成金他支援策の周知、活用促進を図ってまいります。また、併せて関係の皆様と連携をしながら、価格転嫁への取組みを推進し、賃金引上げに向けた環境整備等に努めてまいります。

今後とも、静岡地方最低賃金審議会の運営、そして労働行政への御理解・御支援をいただきたく、よろしくお願いたします。

私からの御挨拶は以上です。

公益代表委員（畑会長）

局長、ありがとうございました。

改めまして、委員の皆様のおかげで、今年度、円滑に審議を進めることができました。誠にありがとうございました。会長の私からも御礼を申し上げ終了したいと思います。

皆様、お疲れさまでした。